

小川西津賀才地区 にヘリポート完成

12月15日に小川西津賀才地区にヘリポート（正式名称は「飛行場外離着陸場」）が完成しました。

吾北地区内には救急を受け入れる医療機関がなく、これまで、仁淀病院まで約30分、高知市の医療センターまでは約45分以上の搬送時間を要していました。

高知県消防防災ヘリコプター「りょうま」の場合、要請から離陸まで約3〜4分、吾北小川地区まで約10分で飛行できます。

また、災害時には、緊急輸送物資等の搬送についても、大きな効果が期待されます。



いごども防災キャンプ開催

12月10日、川内小学校で『いの町ごども防災キャンプ in 川内小学校』が開催されました。

「ごども防災キャンプ」は、子どもたちが地域の方々と共に災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、自らの命を守る力を身に付けるための防災学習のことです。

今年度は、川内地区の小学生を対象に、降雨体験や土砂災害3D体験、南海地震学習、火災時のけむり体験など、実習を交えた様々な学習をしました。

開会式では、5年生による学習発表と家庭科の授業で作成された防災ずきんや防災袋が披露されました。

一日を通じて、自然災害を知ること、そして、災害に備えることの大切さを実感することができました。

協力団体

川内小PTA、開かれた学校づくり推進員、自主防災会、いの町消防団、仁淀消

防組合、高知県、四国山地砂防事務所



土石流3D体験装置



地域交流くバケツリレー

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化!!

仁淀消防組合火災予防条例により、平成23年6月1日からすべての住宅に設置が義務付けられています。

- 新築の住宅等については、平成18年6月1日から設置が義務付けられています。
- 既存の住宅等については、平成23年6月1日から設置が義務付けられています。

全国の住宅火災による死者は毎年1,000名を超えており、そのうち約6割が逃げ遅れによるものです。また、年齢別では65歳以上の方が約6割を占めています。今後、高齢化の進展に伴い、さらなる増加が懸念されます。米国等では、住宅用火災警報器等の設置が義務化されており、その普及に伴い、死者数が半減しています。住宅用火災警報器は火災の早期発見に大変有効であり、逃げ遅れによる死者を防ぐ切り札とも言えるものです。設置されていない方は早急に設置してください。

**住宅用火災警報器は火災の煙を早期に感知して、
あなたやあなたの家族の「いのち」を守ります。**

◎悪質な訪問販売には、十分注意してください!!

市場価格を超えた高額で販売する業者や、消防職員を装って訪問し、粗悪品を押し売りするケースもあります。消防署員が住宅用火災警報器を販売することはありませんので、訪問販売には十分注意してください。住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象です。

問い合わせ 仁淀消防本部予防係 ☎ 893-3221・住宅用火災警報器相談室 ☎ 0120-565-911